

広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン

令和2年3月

広島県健康福祉局

広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランの策定に当たって



高齢社会の進展に伴い、地域包括ケアシステムの構築・強化が進められていますが、その中で、薬物療法への貢献のみならず、病気になる以前から、住民の身近な健康相談先として機能する薬剤師・薬局には大きな役割が求められています。

一方で、院外処方箋の発行率（医薬分業率）が全国平均で7割を超えている状況でありながら、医薬分業のメリットが患者や他の医療従事者又は介護従事者が実感できていないのではないかという声も聞かれています。

このような流れを受け、平成27年10月に厚生労働省が「患者のための薬局ビジョン」を公表し、患者のための医薬分業を実現するために必要となる「かかりつけ薬剤師・薬局の今後のあるべき姿」が示されました。

また、令和元年12月には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され「かかりつけ薬剤師・薬局の推進を加速させる。薬局の業務を「物中心」ではなく「人中心」の業務に切り替える。」という趣旨が明確に示されました。

このような全国的な流れを受け、広島県においても医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的、そして患者のための薬局ビジョンを実現するための「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」を策定することとしました。

アクションプランには、薬剤師・薬局がその機能・専門性を十分に発揮し、地域医療・地域包括ケアシステムに貢献していき、より多くの県民の方に薬局を活用していただけるよう、薬局、薬務行政及び関係団体が取り組むべき事項を記載しています。

今後は、真に県民のための医薬分業を実現し、医療の質の向上に寄与するために、このアクションプランに沿って様々な取組を展開していきます。

終わりに、アクションプランの策定に当たりましては、（公社）広島県薬剤師会を中心とした各種医療・介護専門団体の方々、消費者団体の方々から貴重な御意見をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、アクションプラン実行に向け、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いします。

令和2年3月

広島県健康福祉局長 田中 剛

1 背景

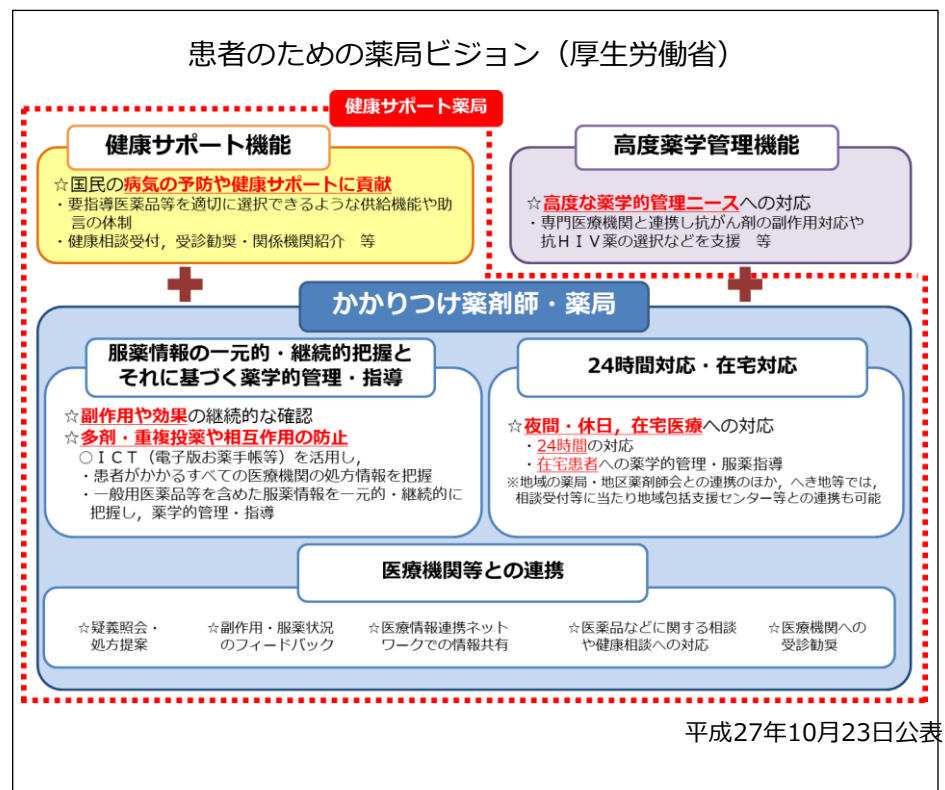
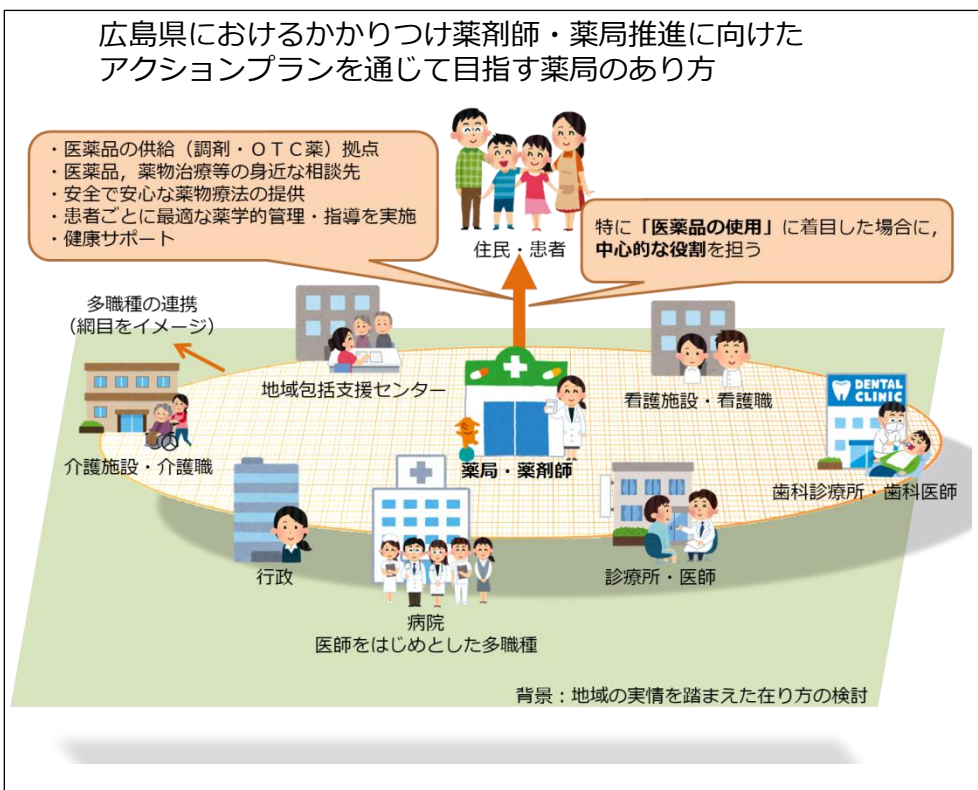
我が国では、国民の医療の質的向上を図ることを目的として医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担する医薬分業が推進されて以降、薬局における処方箋受取率は全国平均で7割を超えるまで増加したが、近年、医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されていないとの指摘もなされている。

厚生労働省は平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、患者本位の医薬分業の実現に向けて、「立地から機能へ」「対物業務から対人業務へ」「バラバラから一つへ」の3つを基本的な考え方として、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにした。

今後、薬局は地域医療のみならず、地域包括ケアシステムの中でこれまで以上に役割を発揮することが求められている。

広島県においては、広島県保健医療計画をはじめとした計画等の中で、質の高い保健医療体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築することとしており、薬剤師・薬局も地域の医療資源としての貢献が求められている。

これらを踏まえ、「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」を策定し、県民のための医薬分業の実現を目指す。



2 具体的取組内容と目標

さらに取り組むべき事項	患者にもたらされるメリット	進捗状況評価指標	目標（達成年度）
服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導	○副作用の早期発見や多剤・重複投薬や相互作用の防止 ○残薬の解消	○電子版お薬手帳を導入している薬局数	60%（R4） ※1
		○医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提出した実績がある薬局数	60%（R4） ※1
		○県民向け意識調査の機会を活用し、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識について調査	重要性の認識向上 ※2
		○薬局による住民向け出前講座等に関する数値を調査	実施件数等の増加 ※2
24時間対応・在宅対応	○薬剤師への信頼や、医療提供施設である薬局への信頼、ひいては薬物療法への安心感につながる ○地域包括ケアシステムの充実	○在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局数	60%（R4） ※1
		○所属する薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数	60%（R4） ※2
かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化	○薬物療法の有効性・安全性の向上 ○医療機関の受診勧奨や地域の医療・介護資源等に適切につながることで適切なサービスが提供される	○健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局数	400（R4） ※1
		○健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局のうち、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合	（該当する薬局に占める割合） 60%（R4） ※1
		○健康サポート薬局が存在する日常生活圏域数	80日常生活圏域（R4）

※1 薬局機能情報における各薬局からの報告内容をもとに把握する。
※2 アンケート調査等により把握する。

<目次>

	ページ
【本文】	
第1 はじめに	1
第2 地域における薬剤師・薬局機能強化検討会のまとめ	3
第3 かかりつけ薬剤師・薬局推進のために必要な取組について	6
1 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導	6
2 24時間対応・在宅対応	12
3 かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化	16
第4 おわりに	21
【別紙資料】	
別紙1 第1回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会提供意見まとめ	23
別紙2 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランの具体的取組内容と目標数値	36
【参考資料】	
参考資料1 地域包括ケアシステムにおける薬局の役割等について	38
参考資料2 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランにおける目標数値の考え方	39
参考資料3 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン用語集	41

第1 はじめに

我が国では、国民の医療の質的向上を図ることを目的として医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担する医薬分業が推進されて以降、薬局における処方箋受取率は増加し続け、平成 29 年度には全国平均で 72.8%となっている。

医薬分業により、薬局の薬剤師が患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握することによる薬物療法の安全性・有効性の向上が達成される。

しかし、近年、医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されていないとの指摘もなされている。

そのような状況を受け、厚生労働省は平成 27 年 10 月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、患者本位の医薬分業の実現に向けて、「立地から機能へ」「対物業務から対人業務へ」「バラバラから一つへ」の3つを基本的な考え方として、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になる 2025 年、更に 10 年後の 2035 年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示した。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 63 号）が令和元年 12 月 4 日付けで公布され、順次施行が予定されている。

改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）（以下、「医薬品医療機器法」という。）において、「「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所」とされている。

このことから、今後、薬局が地域包括ケアシステムの中でこれまで以上に役割を發揮することが求められていることが分かる。

（参考）患者のための薬局ビジョンの基本的な考え方

○立地から機能へ

いわゆる駅前薬局など立地に依存し、便利さだけで患者に選択される存在から脱却し、薬剤師としての専門性や、24 時間対応・在宅対応等の様々な患者・住民のニーズに対応できる機能を發揮することを通じて患者に選択してもらえるようにする。

○対物業務から対人業務へ

患者に選択してもらえる薬剤師・薬局となるため、専門性やコミュニケーション能力の向上を通じ、薬剤の調製などの対物中心の業務から、患者・住民との関わりの度合いの高い対人業務へとシフトする。

○バラバラから一つへ

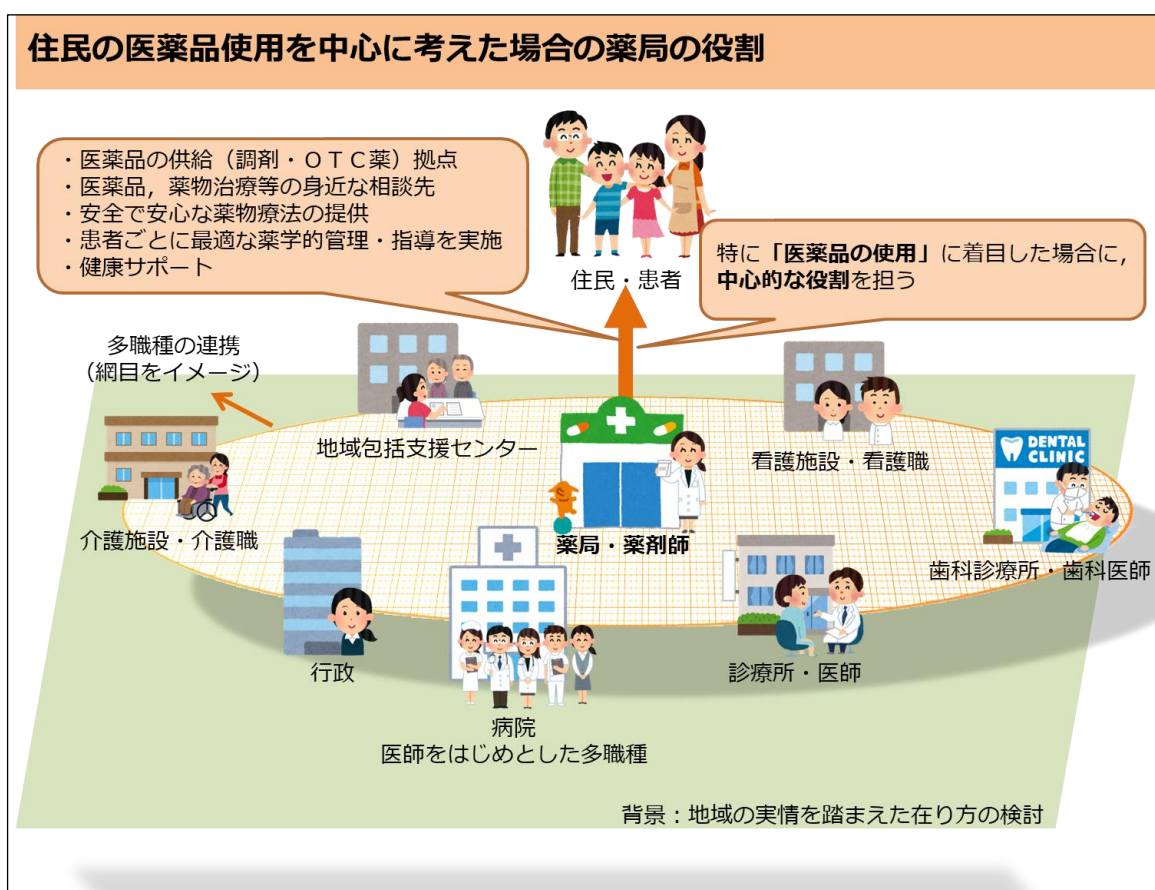
患者・住民がかかりつけ薬剤師・薬局を選択することにより、服薬情報が一つにまとまり、飲み合わせの確認や残薬管理など安心できる薬物療法を受けることができる。

広島県においても、「患者のための薬局ビジョン」を実現するべく、種々の取組を行ってきた（例 厚生労働省委託事業「患者のための薬局ビジョン推進事業」の実施、地域医療介護総合確保基金事業による薬局の在宅医療参画の促進広島県地域保健対策協議会「医薬品の適正使用検討特別委員会」による調査・検討、「広島県薬局業務運営ガイドライン」の改正・周知等）。

一方、県内の医療・介護関係施策に着目すると、本県は広島県保健医療計画をはじめとした計画等の中で、質の高い保健医療体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築することとしており、薬剤師・薬局も地域の医療資源としての貢献が求められている。

これらを踏まえ、「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、県民のための医薬分業の実現を目指すこととした（目指す薬局のあり方を図1に示す）。

図1 アクションプランを通じて目指す薬局のあり方



第2 地域における薬剤師・薬局機能強化検討会のまとめ

厚生労働省が都道府県に委託し実施する「地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業（令和元年度）」において、薬剤師・薬局のあり方を踏まえ、地域における薬局機能強化や連携体制構築のため、地域の現状や課題を把握するための調査を実施し、かつ、医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体等の場を作り、必要な方策の検討を行うこととされた。

広島県においては、この事業を活用し、アクションプランを策定することとした。

アクションプラン策定に向けては、今後ますます重要となる地域包括ケアシステムをベースとして、様々な立場からかかりつけ薬剤師・薬局の推進について考えていく必要があると判断し、表1の関係団体から構成する検討会を開催することとした。

表1 地域における薬剤師・薬局機能強化検討会構成団体（順不同）

広島大学	広島県国民健康保険団体連合会
（一社）広島県医師会	日本労働組合総連合会広島県連合会
（公社）広島県薬剤師会	広島県地域女性団体連絡協議会
（一社）広島県歯科医師会	（公社）広島消費者協会
（一社）広島県介護支援専門員協会	広島市（保健所医療政策課）
（公社）広島県看護協会	呉市（保健所生活衛生課）
広島県訪問看護ステーション協議会	福山市（保健所総務課）
広島県女性薬剤師会	広島県
広島県医薬品卸協同組合	

なお、アクションプランは広島県の薬務行政に深く関係するものとなるため、最終的には、県の薬務行政に係る諮問機関である広島県薬事審議会（医薬品医療機器法第3条に基づき広島県薬事審議会条例（昭和36年条例第33号）により設置する審議会。委員構成団体については表2のとおり）へ諮問し、策定することとした。

表2 広島県薬事審議会委員構成団体（令和元年度）

広島県議会	広島県国民健康保険団体連合会
広島大学	日本労働組合総連合会広島県連合会
（一社）広島県医師会	広島県地域女性団体連絡協議会
（公社）広島県薬剤師会	（公社）広島消費者協会
広島県女性薬剤師会	広島県
広島県医薬品卸協同組合	

地域における薬剤師・薬局機能強化検討会及び広島県薬事審議会の開催状況については、次のとおり。

○第1回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会

開催日時 令和元年12月6日（金）19時～20時30分

開催場所 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール（広島市東区二葉の里3-2-1）

参加団体数 12団体（17団体中）

参加人数 19名

検討テーマ 薬局・薬剤師に関する関係団体を中心とした意見等の交換（意見照会及び意見の内容は別紙1のとおり）

○第2回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会

開催日時 令和2年1月23日（木）19時～20時30分

開催場所 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール（広島市東区二葉の里3-2-1）

参加団体数 14団体（17団体中）

参加人数 22名

検討テーマ 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランについて

○広島県薬事審議会

開催日時 令和2年2月7日（金）

開催場所 広島県庁（広島市中区基町10-52）

参加団体数 11団体

参加人数 12名（代理者1名含む）

検討テーマ 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランについて 他

第1回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会において得られた意見の内容を整理したところ、「患者のための薬局ビジョン」で示される機能が発揮されつつあるが、さらなる機能発揮が求められていることや、薬局の機能について様々な場面で周知を図っていく必要があることが明らかとなった（表3）。

そこで、「患者のための薬局ビジョン」で示される薬局機能の強化とその活用推進を重視したアクションプランを策定することとした。

表3 第1回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会において得られた意見の内容整理結果

<p>医療・介護関係多職種（（一社）広島県医師会，（一社）広島県歯科医師会，（一社）広島県介護支援専門員協会，（公社）広島県看護協会，広島県訪問看護ステーション協議会，広島県医薬品卸協同組合）からの意見</p>	<p>消費者団体（広島県国民健康保険団体連合会，日本労働組合総連合会広島県連合会，広島県地域女性団体連絡協議会，（公社）広島消費者協会）からの意見</p>
<p>○患者の服薬管理に対してメリットを感じている。 ○多剤・重複投与の防止に対してメリットを感じている。 ○在宅医療における活動にメリットを感じている。等</p>	<p>○服用する薬について丁寧に説明してもらえる点が良いと感じている。 ○薬について丁寧に説明してもらえ，安心して服薬できる。等</p>
<p>○在宅医療への積極的な参加に期待している。 ○多職種連携の会議への参加に期待している。</p>	<p>○かかりつけ薬剤師・薬局の重要性や健康サポート薬局等について，よく分からない。</p>

第3 かかりつけ薬剤師・薬局推進のために必要な取組について

地域における薬剤師・薬局機能強化検討会で得られた意見等を踏まえ、今後必要となる取組を整理した。

具体的内容を検討するにあたり、「患者のための薬局ビジョン」が掲げる、かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能である「服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導」、「24時間対応・在宅対応」及び「かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化」を参考とした。

これら機能の意義、現状、及び広島県内の薬局がこれら機能を十分に備えるために必要と考える取組について記述する。

併せて、薬局がこれらの機能を備えていることを把握するための指標と広島県の目標についても記述する（概要は別紙2のとおり）。

1 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

（1）機能の意義

かかりつけ薬剤師が患者の服薬状況や副作用の初期症状などの服薬後の状態を一元的・継続的に確認し、薬学的管理・指導を適切に行うことで、副作用の早期発見や多剤・重複投薬や相互作用の防止、残薬の解消につながる。

（2）現状

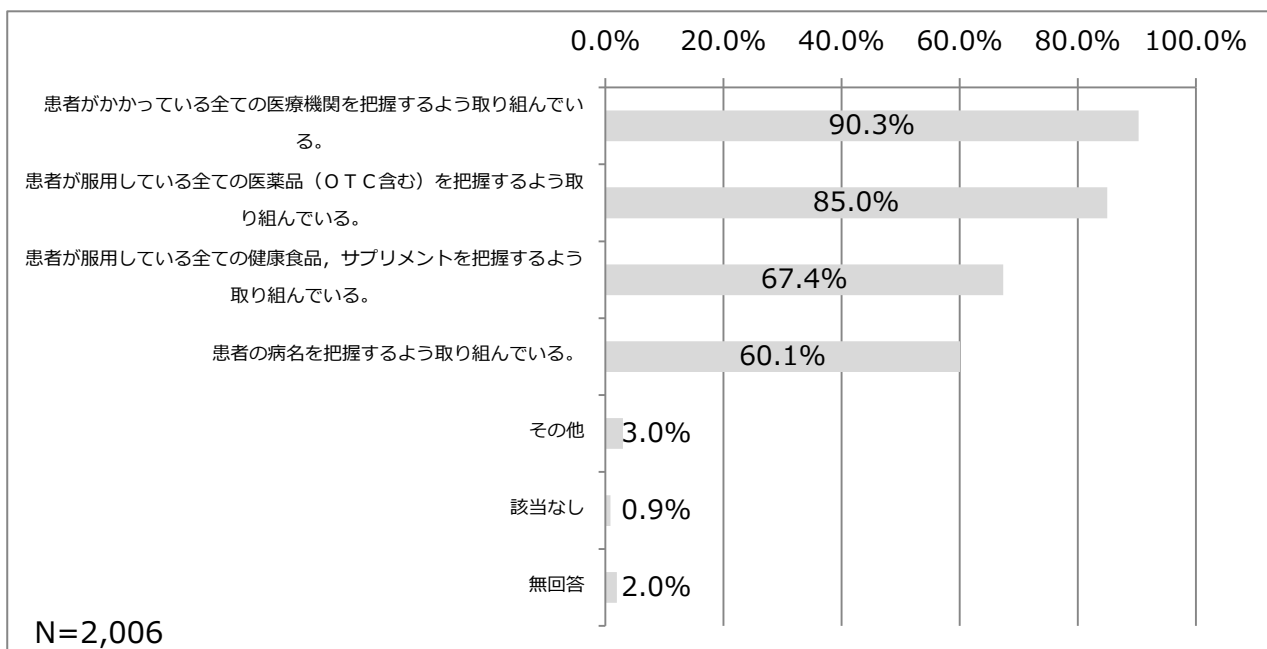
全国的な状況については、厚生労働省の薬局に対するアンケートによって現状把握がなされている（図2）。

具体的には、次の取組の実施の有無を調査している。

- ・患者がかかっている全ての医療機関を把握するよう取り組んでいる。
- ・患者が服用している全ての医薬品（OTC含む）を把握するよう取り組んでいる。
- ・患者が服用している全ての健康食品、サプリメントを把握するよう取り組んでいる。
- ・患者の病名を把握するよう取り組んでいる。

図2 患者情報の一元的な把握の範囲（複数回答）

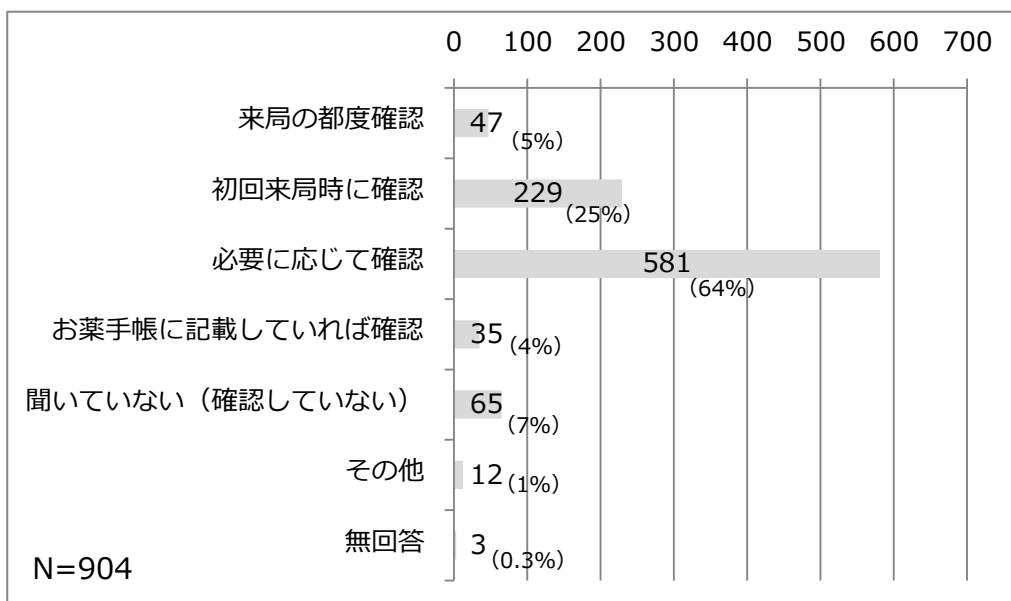
厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成31年3月）より引用



広島県において同様の調査は行われていないが、参考として広島県地域保健対策協議会（医薬品の適正使用検討特別委員会）が平成28年度に県内薬局に対して行った調査をみると、患者等が来局した際に健康食品の利用を何らかの形で確認していると回答した薬局が多く、「聞いていない（確認していない）」薬局はわずか7%にとどまった（図3）。

図3 来局時の健康食品の確認状況（複数回答）

広島県地域保健対策協議会（医薬品の適正使用検討特別委員会）平成28年度報告書より引用



(3) 必要な取組

「患者のための薬局ビジョン」の内容を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行う機能を強化するためには、薬局において次の取組が必要となる。

＜薬局において必要な取組＞

- ・主治医との連携
- ・患者に対する丁寧なインタビュー
- ・患者に発行されたお薬手帳の一冊化・集約化及びその内容の把握等を通じた服薬情報の一元的・継続的把握
- ・服薬情報の一元的・継続的把握に基づく適切な薬学的管理・指導の実施及び薬歴への記録
- ・電子版お薬手帳等のICTの活用

また、関係団体等においては、次の取組が行われることが望ましい。

＜関係団体等においても行われることが望ましい取組＞

- ・かかりつけ薬剤師・薬局を選んでいる患者に対して、お薬手帳の一冊化・集約化及びかかりつけ薬剤師・薬局をもつ意義について説明し啓発する。

(4) 取組状況把握のための指標

厚生労働省においては「服薬情報の一元的把握」及び「薬学的管理・指導」の取組を評価する指標の一例として次を示している(いずれも、「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書(平成29年度 厚生労働省)において提案された指標)。

- ・電子版お薬手帳を導入している薬局数
- ・プレアボイド報告や、医療安全対策推進事業(ヒヤリ・ハット事例収集)への事例報告等の取組の実施の有無
- ・医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提出した実績

これらの全国及び広島県における状況は、図4から図7に示すとおりである。

この指標のうち、「電子版お薬手帳を導入している薬局数」及び「医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提出した実績がある薬局数」は『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数に関する指標となっている。

また、政府の定める「新経済・財政再生計画行程表2018」においては、『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数を令和4年度(2022年度)までに薬局全体の60%とすることとしている。

よって、広島県における目標を次のとおりとし、取組を推進する。

<目標>

	目標値（令和4年度中）	現状値（広島県）
・ 電子版お薬手帳を導入している薬局数	60%	33%（図5）
・ 医師に対して、患者の服薬情報等 を示す文書を提出した実績のある 薬局数	60%	24%（図7）

図4 電子版お薬手帳の導入薬局（全国）

厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成31年3月）より引用

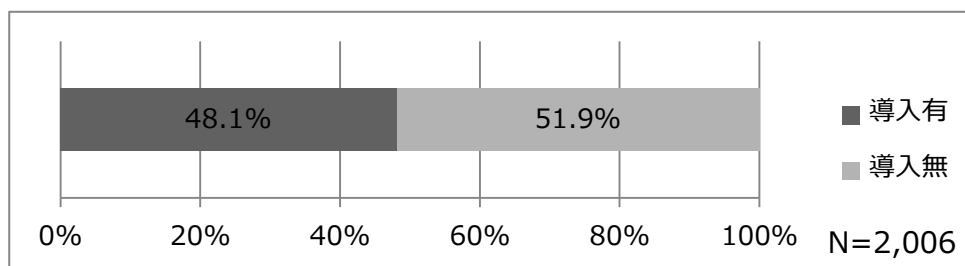


図5 電子版お薬手帳の導入薬局（広島県）

薬局機能情報（平成30年度末時点）より作成

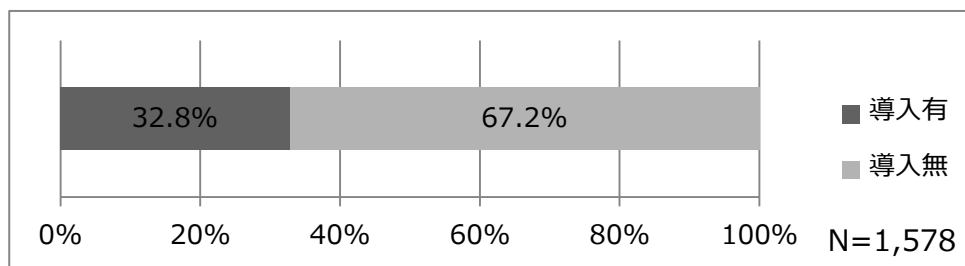


図6 患者の服薬情報等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書で医療機関に提供したことがあるか（全国）

厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成31年3月）より引用

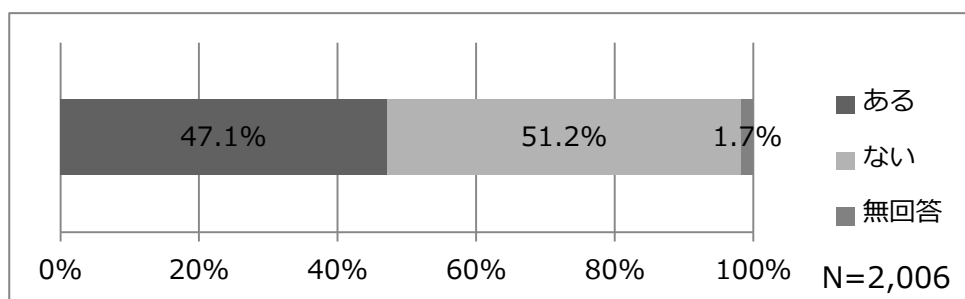
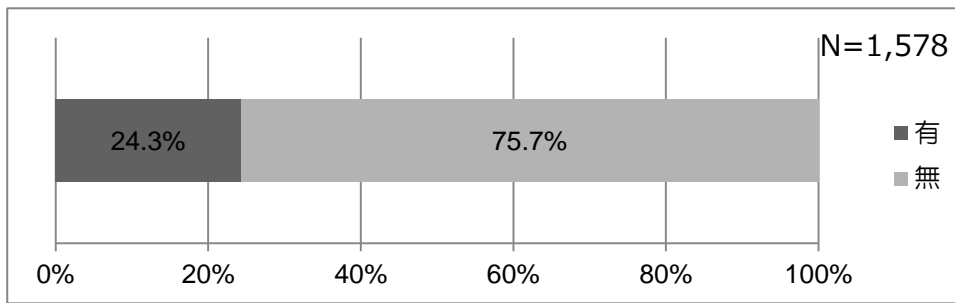


図7 医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績の有無（広島県）
 薬局機能情報（平成30年度末時点）より作成



※全国の状況と広島県の状況については、調査方法が異なるため、単純な比較はできないことに注意

また、県民向け意識調査の機会を活用し、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識について調査することも必要となる（参考として、厚生労働省調査結果を図8に示す）。

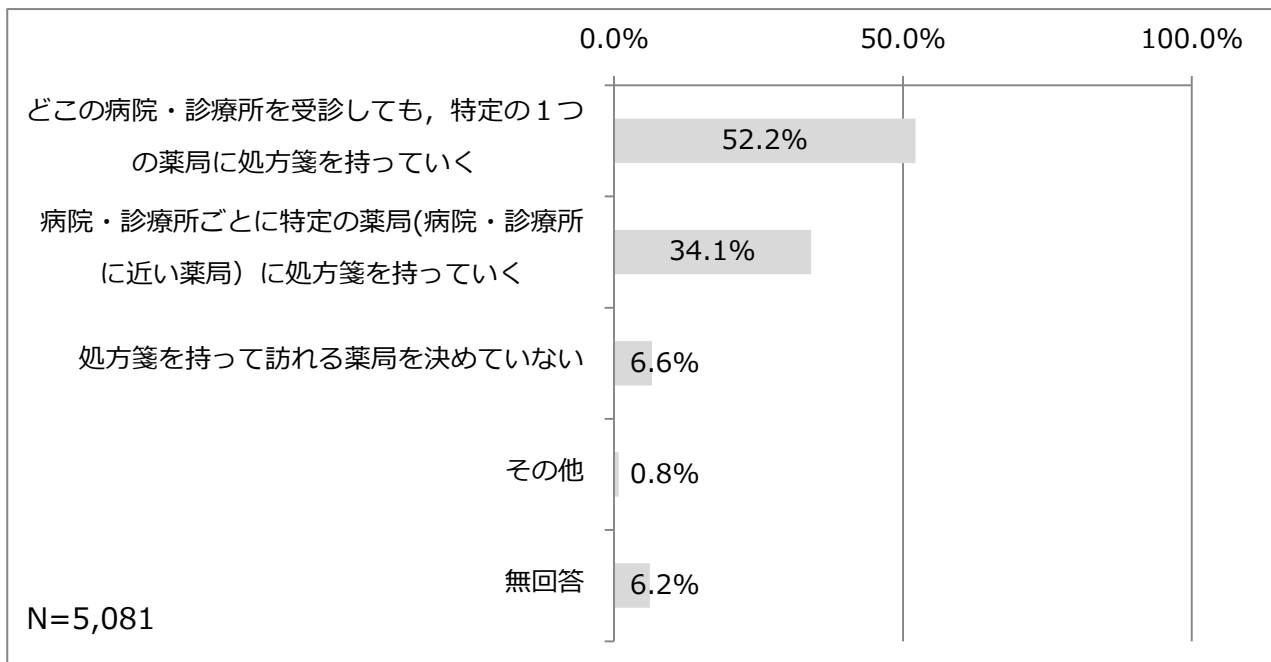
<目標>

	目標値（令和4年度中）	現状値（広島県）
・住民のかかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識※	重要性の認識向上	—

※県民向け意識調査の機会を活用し調査する予定。

図8 処方箋を持って訪れる薬局の選定方針

厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成31年3月）より引用



さらに、現在、いくつかの薬局においては、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性の周知等を出前講座等で行っている。

これらの取組がより多くの薬局で行われ、多くの住民がかかりつけ薬剤師・薬局の重要性を認識するようになれば、薬局の機能はさらに強化されると期待できる。

よって、薬局による住民向け出前講座等に関する実施状況を把握し、広く県民に行き渡るよう取組を推進する。

<目標>

	目標値（令和4年度中）	現状値（広島県）
・薬局による住民向け出前講座等に関する実施状況※	実施件数等の増加	—

※県による薬局向けアンケート調査により、毎年度把握する予定。

2 24 時間対応・在宅対応

(1) 機能の意義

ア 24 時間対応

開局時間以外にも相談を受け付け、場合によっては、緊急に夜間に調剤を行う体制を地域で構築することで、薬剤師への信頼や、医療提供施設である薬局への信頼、ひいては薬物療法への安心感につながる。

イ 在宅対応

自宅で医療を受けながら生活したいという患者のニーズや、地域包括ケアシステムの構築のため、2025 年に向けて地域医療構想の策定が進められている。薬剤師の在宅訪問による服薬指導等はこの実現に資するものとなる。

(2) 現状

ア 24 時間対応

全国的な状況については、薬局に対するアンケートによって現状把握がなされており、24 時間対応については、開局時間外の電話相談件数等について調査されている(図 9)。

図9 開局時間外の電話相談件数（平成30年10月1か月間）

厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成31年3月）より引用

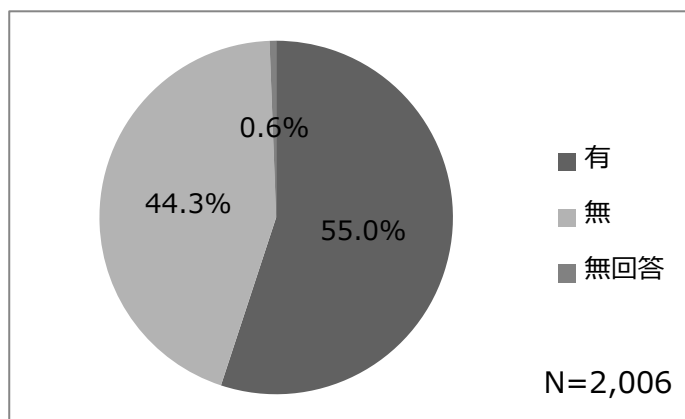
	夜間	閉局日
①開局時間外の電話相談件数	<p>0.0% 50.0% 100.0%</p> <p>0件 61.4%</p> <p>1件 10.6%</p> <p>2件 9.6%</p> <p>3件 6.2%</p> <p>4件以上 12.1%</p> <p>N=1,556</p>	<p>0.0% 50.0% 100.0%</p> <p>0件 62.5%</p> <p>1件 12.1%</p> <p>2件 10.7%</p> <p>3件 4.8%</p> <p>4件以上 9.8%</p> <p>N=1,556</p>
②①のうち、かかりつけ薬剤師が対応した件数	<p>0.0% 50.0% 100.0%</p> <p>0件 81.3%</p> <p>1件 4.9%</p> <p>2件 5.3%</p> <p>3件 3.1%</p> <p>4件以上 5.3%</p> <p>N=1,556</p>	<p>0.0% 50.0% 100.0%</p> <p>0件 82.1%</p> <p>1件 7.3%</p> <p>2件 5.1%</p> <p>3件 1.7%</p> <p>4件以上 3.8%</p> <p>N=1,556</p>
③①のうち、小児に関連する相談件数	<p>0.0% 50.0% 100.0%</p> <p>0件 90.5%</p> <p>1件 4.2%</p> <p>2件 2.4%</p> <p>3件 1.4%</p> <p>4件以上 1.4%</p> <p>N=1,556</p>	<p>0.0% 50.0% 100.0%</p> <p>0件 92.5%</p> <p>1件 3.8%</p> <p>2件 1.9%</p> <p>3件 0.8%</p> <p>4件以上 1.0%</p> <p>N=1,556</p>

イ 在宅対応

全国的な状況については、薬局に対するアンケートによって現状把握がなされている。

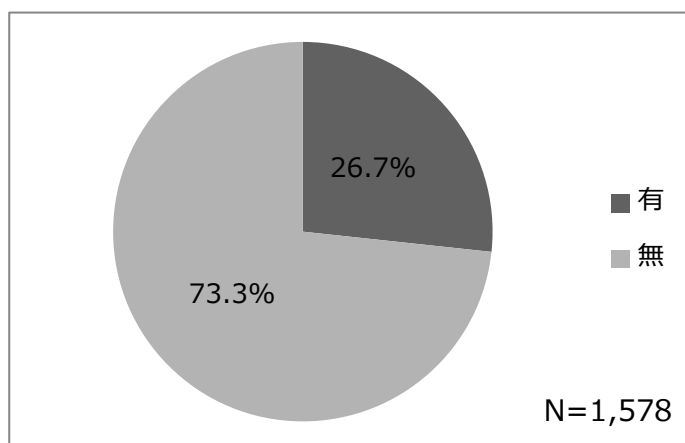
具体的には、在宅業務（診療報酬・介護報酬上の算定要件に関わらず、患者を訪問し、薬学的管理指導を行うことを指す）の実施有無について調査されている（図10）。

図 10 在宅業務の実施有無（全国 調査実施時点（平成 30 年 11 月））
厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成 31 年 3 月）より引用



なお、広島県内薬局における在宅医療実施状況は図 11 のとおり。

図 11 在宅医療の実施の有無（広島県 平成 30 年度末時点）
薬局機能情報（平成 30 年度末時点）より作成



※全国の状況と広島県の状況については、調査方法等が異なるため、単純な比較はできないことに注意

（3）必要な取組

「患者のための薬局ビジョン」の内容を踏まえ、24 時間対応・在宅対応を行う機能を強化するためには、薬局において次の取組が必要となる。

＜薬局において必要な取組＞

- 地域に所在する医療機関全体の診療時間に合わせ、平日の連続した開局時間を設定
- 夜間・休日でも電話相談を行えるようかかりつけ薬剤師（又はかかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師）が対応できるようにする
- 夜間においても、例えば在宅患者の症状が悪化した場合など、緊急に調剤を行うことが必要な場合に必要に対応を行う
- 在宅対応に積極的に関与

また、関係団体等においては、次の取組が行われることが望ましい。

<関係団体等においても行われることが望ましい取組>

- ・在宅医療を受けている患者の薬の使用について、薬局に相談する。

(4) 取組状況把握のための指標

厚生労働省においては「24 時間対応・在宅対応」の取組を評価する指標として次を示している（「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書（平成 29 年度 厚生労働省）において提案された指標）。

- ・在宅業務を過去 1 年間に平均月 1 回以上実施した薬局数

政府の定める「新経済・財政再生計画行程表 2018」においては、『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数を令和 4 年度（2022 年度）までに薬局全体の 60%とすることとしている。

「在宅業務を過去 1 年間に平均月 1 回以上実施した薬局数」は『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数に関する指標となっている。

よって、広島県における目標を次のとおり設定し、取組を継続する。

<目標>

	目標値（令和 4 年度中）	現状値（広島県）
・在宅業務を過去 1 年間に平均月 1 回以上実施した薬局数	60%	27%（図 11）

薬局による在宅医療の推進については、第 7 次広島県保健医療計画においても取り組むこととしており、継続して薬剤師・薬局の資質向上を図っていく必要がある。

3 かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

(1) 機能の意義

地域において医療機関等と日常的に顔の見える関係を築き、他職種から薬剤師の業務への理解を得ておくことは、連携体制の強化につながり、医師への疑義照会や処方提案を円滑に行うことを可能とするため、患者の薬物療法の有効性・安全性の向上につながる。

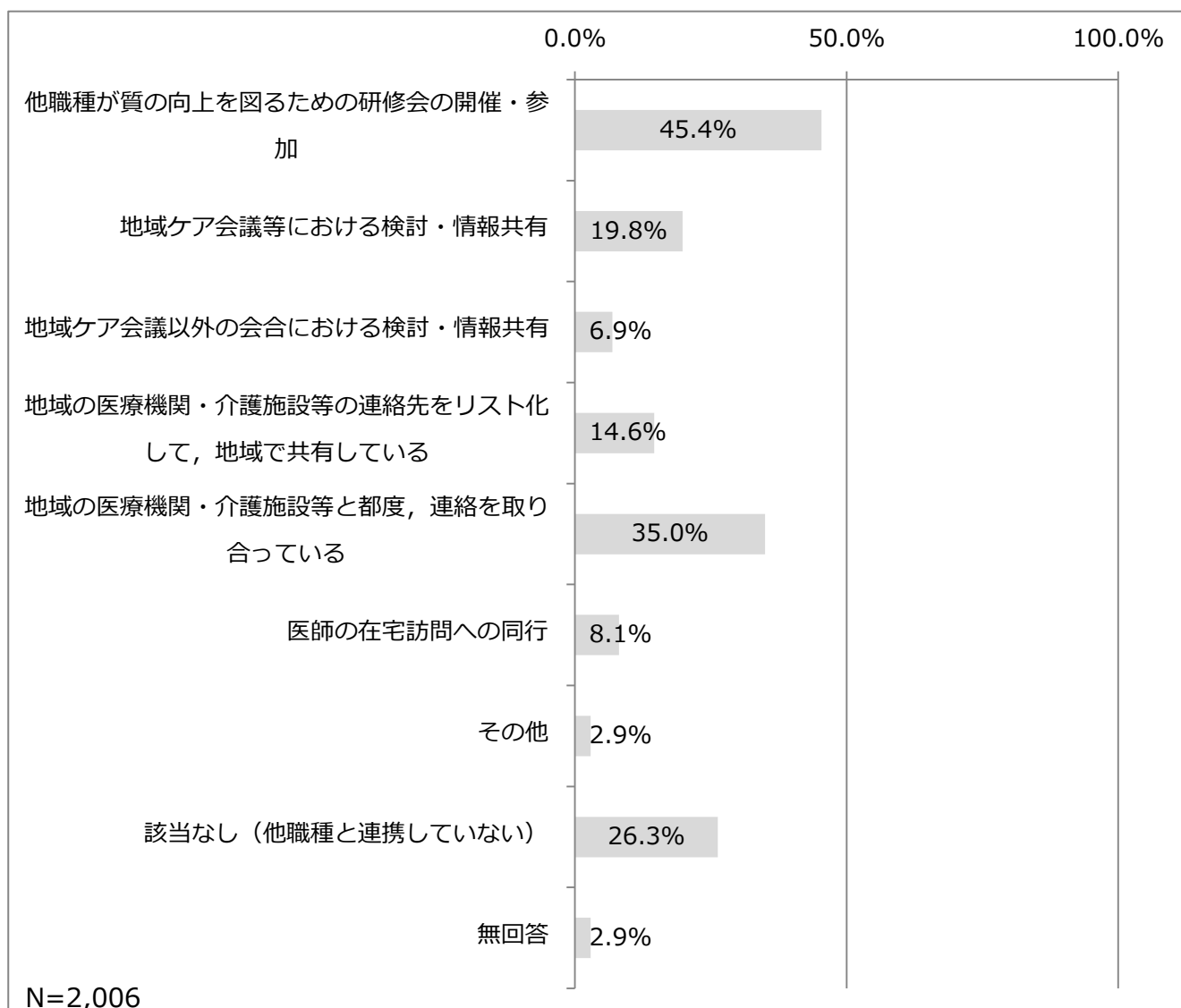
また、処方箋を持たずに、要指導医薬品等や健康食品の購入目的で来局した住民の相談等に対して、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う等地域の医療・介護資源等に適切につなぐことができる。

(2) 現状

全国的には、アンケートによって、他職種連携の有無やその方法について現状が把握されている（図 12）。

図 12 他職種との連携の具体的方法・内容（複数回答）

厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成 31 年 3 月）より引用



また、上記の連携強化を含む種々の地域住民に対する健康サポートの取組を実施する薬局は、現在、国が推進する「健康サポート薬局」として届出を行うことができ、都道府県は届出薬局を公表している。

つまり、健康サポート薬局は地域における多職種等との連携を十分に行っている薬局と言える。

その健康サポート薬局の届出状況は図 13 のとおりであり、広島県においては、県ホームページで届出薬局の一覧を確認することができる。

図 13 健康サポート薬局届出数

厚生労働省公表資料より引用（令和元年9月30日時点）

健康サポート薬局数							
全数 1,567（令和元年9月30日時点）							
北海道	76	東京都	162	滋賀県	16	徳島県	20
青森県	18	神奈川県	88	京都府	16	香川県	19
岩手県	10	新潟県	38	大阪府	167	愛媛県	17
宮城県	20	山梨県	11	兵庫県	27	高知県	9
秋田県	27	長野県	29	奈良県	11	福岡県	62
山形県	13	富山県	15	和歌山県	39	佐賀県	9
福島県	36	石川県	18	鳥取県	7	長崎県	28
茨城県	48	岐阜県	19	島根県	7	熊本県	39
栃木県	23	静岡県	28	岡山県	33	大分県	21
群馬県	26	愛知県	45	広島県	43	宮崎県	10
埼玉県	83	三重県	23	山口県	22	鹿児島県	18
千葉県	61	福井県	6			沖縄県	4

（3）必要な取組

「患者のための薬局ビジョン」の内容を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行う機能を強化するためには、薬局において次の取組が必要となる。

＜薬局において必要な取組＞

- ・医療機関等との連携体制を備えておく。
- ・服薬情報や副作用等の情報について処方医へのフィードバックを行う。
- ・必要に応じ医療機関への受診や検診の受診勧奨を行う。
- ・地域包括ケアの一翼を担う多職種と連携体制を構築する。

また、関係団体等においては、次の取組が行われることが望ましい。

＜関係団体等においても行われることが望ましい取組＞

- ・地域の薬局への相談実施等を通じた連携強化
- ・地域ケア会議等への薬局薬剤師の参加要請
- ・健康サポート薬局について周知し、活用を推進

さらに、連携強化のためには薬局及び関係団体がともに取組を進めることが重要となる。そのため、次の事項にも取り組む。

＜薬局及び関係団体において必要な取組＞

- ・広島県における医療情報連携ネットワークである「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を進めることによる連携強化

(4) 取組状況把握のための指標

厚生労働省においては「かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化」の取組を評価する指標として次を示している。

- 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去1年間に1回以上）（「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書（平成29年度 厚生労働省）において提案された指標）

全国及び広島県における状況は図14及び図15のとおり。

政府の定める「新経済・財政再生計画行程表 2018」においては、『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数を令和4年度（2022年度）までに薬局全体の60%とすることとしている。

「健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去1年間に1回以上）」については、『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数に関する指標となっている。

当該指標を踏まえ、広島県における目標を次のとおりとし、取組を継続する。

<目標>

	目標値（令和4年度中）	現状値（広島県）
・所属する薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数※	60% （全薬局に占める割合）	—
・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局数	400	209
・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局のうち、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合（過去1年間に1回以上）	60% （該当する薬局に占める割合）	56.0%

※県による薬局向けアンケート調査により、毎年度把握する予定。

図 14 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域の多職種が参加する会議に参加した経験

厚生労働省 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査報告書（平成31年3月）より引用

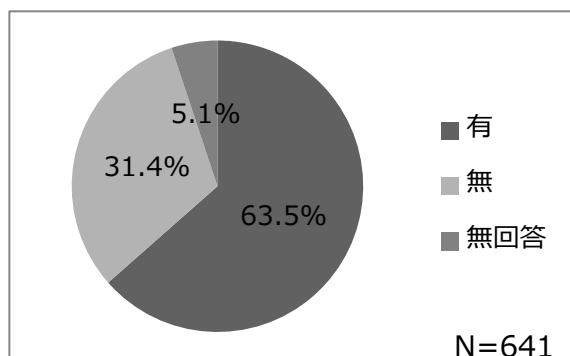
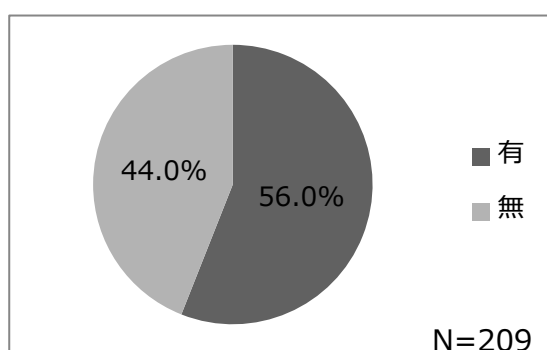


図 15 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域の多職種が参加する会議に参加した回数（回数の記入報告がある場合に有とした）

薬局機能情報（平成30年度末時点）より作成



※全国の状況と広島県の状況については、調査方法が異なるため、単純な比較はできないことに注意

また、次の数値についても継続的に把握する。

- 健康サポート薬局届出件数及び日常生活圏域数

なお、令和元年9月30日時点での広島県における健康サポート薬局の届出数は43件であり、健康サポート薬局が存在する日常生活圏域の数は33圏域（県内全125圏域）となっている。

政府の定める「新経済・財政再生計画行程表2018」においては、健康サポート薬局の届出数を「増加」させることを目標としている。

よって、これら指標の目標を次のとおりとし、取組を継続する。

<目標>

	目標値（令和4年度中）	現状値（広島県）
健康サポート薬局が存在する日常生活圏域数	80 日常生活圏域※	33 日常生活圏域 （令和元年9月30日時点）

※令和7年度中に県内全日常生活圏域（125 日常生活圏域）に健康サポート薬局が存在することを目指して取組を継続する。

第4 おわりに

(1) 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランを推進する上での行政の役割

県薬務行政においては、アクションプランを推進するにあたり、次期広島県保健医療計画策定に際して、これまで以上に積極的に関与し、薬局の取組内容の明確化を図る必要がある。

また、各種事業を活用し、薬局の取組を支援するとともに、県民への啓発を継続することも重要となる。

なお、令和2年度事業による取組支援については次のとおり。

事業名	支援する取組
<ul style="list-style-type: none"> ・薬局の地域連携強化等推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ・かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師の多職種連携に係るスキルアップ事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応・在宅対応 ・かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健対策協議会（医薬品の適正使用検討特別委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ・かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・くすりと健康相談窓口事業 ・薬事衛生指導員育成指導事業 ・医薬品等適正使用啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ・かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・その他（（公社）広島県薬剤師会の作成する管理記録簿に健康サポートの取組について記録する欄を設けることを提案） 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局の積極的な取組の明確化

さらに、県民向け意識調査の機会を活用し、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識について調査することで、アクションプランの進捗状況を確認する役割も担うとともに、今後は、広島県薬事審議会での意見も踏まえ、評価指標に関するさらなる検討も行う。

(2) 住民理解の促進

アクションプランの推進には、薬局、各関係団体及び薬務行政の取組以外に、住民への普及・啓発も重要となる。各関係団体の特徴を活かした啓発等が行われることが望まれる。

(3) 医薬品医療機器法の改正

改正後の医薬品医療機器法においては、機能を有する薬局として「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定制度が開始される。

この制度は、現行の健康サポート薬局制度に加え、住民が主体的に薬局を選択するための判断材料として機能することが予想される。

「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定には、広島県薬事審議会を活用する予定としている。

アクションプランの進捗状況の確認と併せて、地域包括ケアシステムの一員として薬剤師・薬局がこれまで以上に貢献するための具体的な方法について、検討・実践を継続する必要がある。

第1回 地域における薬剤師・薬局機能強化検討会 提供意見まとめ

○現状に関する事項

- (1-1) 薬局との連携により患者のメリットにつながっていると感じている点（事例）について
- (1-2) 薬局との連携により地域医療の向上につながっていると感じている点（事例）について
- (1-3) 薬局の薬剤師と関わることで良かったと感じた事例について

(1-1) 薬局との連携により患者のメリットにつながっていると感じている点（事例）について

照会内容	薬局との連携により患者のメリットにつながっていると感じている点（事例）についてお聞かせください。	
照会対象	(一社) 広島県医師会, (一社) 広島県歯科医師会 (公社) 広島県看護協会, 広島県訪問看護ステーション協議会, (一社) 広島県介護支援専門員協会	
回答者	回答内容	
(一社) 広島県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の患者さんの薬の内服状況の確認（訪問薬剤管理） 	
(一社) 広島県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多剤処方が増えているため、重複投与がチェック出来ること。 ・ 服用薬をお薬手帳で確認できること。 例) 鎮痛薬を投与しようとしたが、他院から鎮痛薬が処方されていた。	
(公社) 広島県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬の服薬管理 ・ 残薬の管理による医療費削減 ・ 重複投与の防止 ・ 在宅医療での、介護用品、医療材料の提供 ・ 患者が薬局と密になることにより、かかりつけ薬剤師制度を活用した対応をすることで、患者からの相談が受けやすくなる。また、風邪など引いた時なども親身に相談してくれることにより、急性期などの一時的な疾患で、薬剤師の判断できる範囲においてOTC医薬品の販売などにつながり、セルフメディケーションの推進となる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> •一つの薬局で、薬を頼むことによってより効率的に以上の点に注視でき、患者のコンプライアンス向上につながる。専門的な知識による副作用情報提供など、近隣のクリニックや病院とも連携がとれ、切れ目のない医療を患者に提供することができる。
広島県訪問看護ステーション協議会	<ul style="list-style-type: none"> •薬剤師が利用者宅を訪問後利用者の状態や訴え等、FAXでタイムリーに情報提供してもらえるためその情報が訪問看護に活かしている。 •処方薬について情報提供してもらえることがとても助かっている。特に認知症の人、高齢者世帯では薬の情報が上手く訪問看護師に伝わらないため助かっている。 •在宅で直接利用者と相談にのってもらえるので残薬や重複する薬のトラブルが減った。 •副作用について相談ができ必要な時に医師に助言してくれた。 •HPN（在宅中心静脈栄養法）の薬品準備、管理してもらえる。また緊急時の追加薬等もすぐに配達してもらえ助かっている。 •利用者に合ったオリジナルのお薬カレンダーを覚えてもらったことで飲み忘れが減った。 •薬の管理ができない利用者について薬を誰に（どこのサービス）に渡したら良いか考えて持って行ってもらえ連携して管理しているため利用者が飲み忘れなく服薬できている。
(一社) 広島県介護支援専門員協会	<p>【医師に対する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> •服薬ができていない状況を相談すると、医師に上申してもらえた。 •朝・昼・夕で服用していた方の回数調整など主治医と相談して、回数を朝の1回に変更したり、一包化により確実な服用や周囲の支援者のサポートしやすさにつなげることが出来た。 •薬のことで主治医に言いにくかった気持ちを聞いてくださり、主治医に繋げてくれた。 <p>【連携に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •受診を忘れていた時など（ケアマネも気づいていない）薬が切れていると思いますが、受診はどうなっているかと連絡をもらった。 •処方内容が変更された際に、すぐに情報提供がありモニタリング時に確認しやすい。 •市内ではお薬手帳へ「情報共有シート」を貼ることで、家族や民生委員、居宅、主治医などの連絡先を確認

	<p>しやすくなり、医療機関への通院時や入院時に相互の連絡を取りやすい環境を整えつつある。</p> <ul style="list-style-type: none">• 要介護認定を受けていない方で、支援が必要だと思われる方を介護支援専門員に繋げてくれた。• 利用者の薬の情報を気軽に教えてもらえる。 <p>【服薬支援，残薬に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none">• 糖尿病の方の定期訪問時の情報（食事・飲食など）交換と対応や声掛けを一緒に検討してもらえる。• 飲み忘れの多い利用者への相談ができ，改善されることが多い。• 独居生活で内服管理に課題のある事例で，薬剤師により週1回のサポートを受け，管理や服薬の課題の改善をはかることが出来た。• 残薬の回収や調整を行ってもらえた。• 服薬管理ができていない利用者さんの服薬状態の確認や相談をしてもらった。 <p>【相談・助言に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none">• 利用者から薬についての相談があった時に，すぐ連絡し教えてもらい，直接説明をしてくれ，利用者の不安軽減につながっている。• 薬の内服の助言だけでなく，本人の健康上の悩みや生活におけるアドバイスを薬剤師の視点でもらえた。• 担当者会議への参加で服薬状況の報告や助言，意見をいただいた。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">• 居宅療養管理指導にて自宅へ薬を届けてもらった（エンシュアが大量で重たかった場合）• 急ぎの時に処方箋を病院から薬局へFAXにて準備していただいた。• 独居で移動困難な利用者へインスリン注射を届けていただいた。
--	---

(1-2) 薬局との連携により地域医療の向上につながっていると感じている点（事例）について

照会内容	薬局との連携により地域医療の向上につながっていると感じている点（事例）についてお聞かせください。	
照会対象	広島県医薬品卸協同組合	
回答者	回答内容	
広島県医薬品卸協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 卸のMS（マーケティング・スペシャリスト）は基本ルートセールスのため、薬局様へ地域の医療機関、施設等の情報を提供することで各施設の連携に役立っていると考えます。 	

(1-3) 薬局の薬剤師と関わることで良かったと感じた事例について

照会内容	薬局の薬剤師と関わることで良かったと感じた事例についてお聞かせください。	
照会対象	広島県国民健康保険団体連合会、日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会 広島県地域女性団体連絡協議会、（公社）広島消費者協会	
回答者	回答内容	
広島県国民健康保険団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 服用する薬の注意点などわかりやすく説明を受けたこと。お薬手帳から他に服用している薬の留意点についても説明があったこと。 	
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会	<ul style="list-style-type: none"> 特にない 	
広島県地域女性団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 薬についての説明があり、安心して飲める。 高齢者（88才の方）に飲み忘れがないようにお薬カレンダーを作って下さること。 	
（公社）広島消費者協会	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師とは、たまに風邪で病院に行った時くらいにしか関わることがないが、処方された薬の副作用などの説明を丁寧に説明してもらえる。 	

○今後の課題に関する事項（多職種・消費者団体）

- （２－１）今後医療・介護をより良いものとしていくために薬局にどのようなことを期待しているかについて
- （２－２）地域の医薬品供給の土台を担う立場から、医薬品供給の最終地点の一つである薬局に対して今後どのようなことを期待しているかについて
- （２－３）住民はかかりつけ薬局を持つことの重要性を知っていると思うか
- （２－４）かかりつけ薬局を持つことの重要性を知っていたとしても、実践できない原因には何があるか考えるか
- （２－５）住民は薬局が健康サポート機能を有することを知っていると思うか
- （２－６）住民が健康サポート機能を今以上に活用してみたいと思うようになるためにはどのようなことが必要だと考えるか

（２－１）今後医療・介護をより良いものとしていくために薬局にどのようなことを期待しているかについて

照会内容	今後医療・介護をより良いものとしていくために薬局にどのようなことを期待しているかについてお聞かせください。
照会対象	（一社）広島県医師会，（一社）広島県歯科医師会 （公社）広島県看護協会，広島県訪問看護ステーション協議会，（一社）広島県介護支援専門員協会
回答者	回答内容
（一社）広島県医師会	・高齢者の薬剤管理に関する服薬管理と情報共有
（一社）広島県歯科医師会	・薬の飲み方支援，場合によっては栄養指導。 ・介護相談（ケアマネ，主治医などにフィードバックできるようにシステムを作る） ・できるだけポリファーマシーにならないように薬剤の調整をしてもらいたい。 ・内服薬がどういう薬（何の薬）か，素人目でもわかるようにしてもらいたい。 ・お薬手帳により，ある程度の服薬は把握できるが，多数の診療科を受診し処方箋をもらったとき，かかりつけ薬局があればいいのだが，それぞれの診療科の近隣の処方箋薬局を訪れる場合が多いので，薬局間の連携があればよいと思う。最近では，歯科受診の際，お薬手帳持参される方も多いが，歯科は関係ないと思われる患者もおられるので，薬局で，注意喚起してほしい。
（公社）広島県看護協会	・地域医療の担い手として，在宅医療の現場で活躍してもらいたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフメディケーションの推進。医療材料、介護用品の取り扱い、OTC医薬品などの品数を豊富にしてみたい。 ・健康サポートの拠点として、地域へのお薬、栄養相談などの情報発信。
広島県訪問看護ステーション協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問薬剤指導を行う場合、薬剤師によって差があり説明してくれる人と渡すだけで終わっている人がいる。多職種で利用者の服薬を管理していく時に情報の共有が必須だと思うので説明や情報提供をお願いしたい。 ・複数の外来を受診している場合、調剤薬局が一つではないため同じような種類の処方されている時がある。お薬手帳ではなくもっとみんなで共有できるものがあると良い。薬手帳は忘れてしまうと台紙に貼る作業をほとんどの人はできていない。 ・高齢者世帯や独居の場合では残薬が多く見受けられる。高齢者には残薬チェックできる仕組み、残っている薬を確認できるようにしてほしい。 ・退院前カンファレンス、担当者会議等に参加在宅ケアチームの一員として活躍してほしい。 ・もっと多くの薬局が居宅療養管理指導を取って薬全般の管理をしてほしい。 ・麻薬について増量の時、残薬の確認や廃棄についてもっと深くかかわってほしい。
(一社) 広島県介護支援専門員協会	<p>【医師に対する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状の悪化に伴い薬が増えて、1回に10粒くらいの方もいる。家族や本人から言いにくいので、アドバイス（医師への報告）をして欲しい。 ・薬を何種類も服用している方に対し、主治医と相談して見直していただく。 ・複数の医療機関から処方されている薬の見直し。 ・ターミナル期の利用者の呼吸苦にモルヒネを使用するなどの薬物療法を症例を交えながら、開業医で麻薬の使用を躊躇する方に情報提供してほしい。 <p>【服薬支援に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老々認々介護が増えている中で、服薬管理ができていないケースが増えている。ヘルパーや訪問を利用する回数も限られているので、必要な薬がどうやったら確実に服薬できるか一緒に考えて欲しい。 <p>【担当者会議に関する事項】</p>

- 担当者会議への積極的な参加（声をかけても参加が難しいことが多い。どのような工夫があれば、参加率があがるか？）
 - 最近事例検討会等へ薬剤師さんの参加も増えてきた。もっと参加をして一緒に事例検討を行いたい。
 - 担当者会議へ参加していただき、服薬状況の報告や助言、ご意見をいただきたい。
 - 薬剤師さんの視点で私達やご利用者に助言いただきたい場面がたくさんある。現在薬剤師さんに時間的余裕が少なく、薬剤師による居宅療養管理指導や担当者会議への参加が行えていない。今後チームアプローチを担う一員として共に活動したいし、情報の共有をもっと行いたい。
- 【情報提供に関する事項】
- 服薬説明する際に、食事などができているかなど、生活状況も確認して情報提供してほしい。
 - 薬の知識を多職種に教えてほしい。医師の処方した薬以外でも、サプリメントや市販薬についての理解など含めて。
- 【アピール・工夫】
- 薬剤師との連携場面がまだ少なく、どのように連携したらよいのか知らないケアマネジャーもたくさんいる。どのような連携があるのか、どのように連携するのかを一緒に検討ができる薬局のアピール。
 - 薬の事は医師へ相談するという意識の利用者が多い。まだまだ「かかりつけ薬剤師・薬局」という認識は薄いため、地域の中での出前講座の実施。
 - 在宅の場での薬局の活用方法を教えてほしい。（どのような事をするのか費用負担も含め）
 - 医師や歯科医師、リハビリ職に比べると薬剤師の在宅への関与は始まったばかりとの印象がある。先に在宅に関与しているリハビリ職などは、病院機能の強化の中で、在宅への関与の難しさも見受けられます。薬剤師の方々も在宅・地域への関与は深めたいとも思いながら、時間を作るのも大変そう、専門職の関与について、短時間の関与で済ませられるような仕組みづくりも必要。

(2-2) 地域の医薬品供給の土台を担う立場から、医薬品供給の最終地点の一つである薬局に対して今後どのようなことを期待しているかについて

照会内容	地域の医薬品供給の土台を担う立場から、医薬品供給の最終地点の一つである薬局に対して今後どのようなことを期待しているかについてお聞かせください。
照会対象	広島県医薬品卸協同組合
回答者	回答内容
広島県医薬品卸協同組合	・住民がファーストアクセスする医療人（薬剤師）として、住民に最も身近な専門家（科学者）が活躍する薬局になることを期待している。

(2-3) 住民はかかりつけ薬局を持つことの重要性を知っていると思うか

照会内容	複数の医療機関にかかっているにもかかわらず「かかりつけ薬局」をもつことは、薬の重複の防止や、副作用の出やすい飲み合わせの回避等につながり、重要です。このことに関する次の事項についてご意見をお聞かせください。 ・住民はかかりつけ薬局を持つことの重要性を知っていると思いますか。
照会対象	広島県国民健康保険団体連合会、日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会 広島県地域女性団体連絡協議会、(公社)広島消費者協会
回答者	回答内容
広島県国民健康保険団体連合会	・あまり知られていないと考える。
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会	・知っていると思う
広島県地域女性団体連絡協議会	・知らないのではないかと思う。 ・自身は女性会での行事（講演会）で安田女子大学薬学部教授から出前講座「おくすりサロン」で「かかりつけ薬局」をもつことの重要性を知った。それまでは知らなかった。
(公社)広島消費者協会	・「かかりつけ薬局」のことを認知している人は重要性がわかると思うが、果たしてその認知度が広まっているのか少し疑問に思う（周りでは駅前薬局を利用している人が多い）。

(2-4) かかりつけ薬局を持つことの重要性を知っていたとしても、実践できない原因には何があると考えるか

照会内容	かかりつけ薬局を持つことの重要性を知っていたとしても、実践できない原因には何があると考えますか。ご意見をお聞かせください。	
照会対象	広島県国民健康保険団体連合会、日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会 広島県地域女性団体連絡協議会、(公社) 広島消費者協会	
回答者	回答内容	
広島県国民健康保険団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 受診した医療機関の近くの薬局に行くことが多いこと。なお、お薬手帳により、重複や飲み合わせの対応はできていると考える。 	
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関で診察してもらうことで安心できるという考えが住民の中にあるからだと思う。 	
広島県地域女性団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ薬局を持つことがいかに大切かということを知る機会がないからではないでしょうか？必要性を知ることでできるアピールがないからではないでしょうか？ 	
(公社) 広島消費者協会	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医院(担当の医師)に頼っているケースが多いのと、かかりつけ薬局への手続きが分からない、もしくは煩わしいと感じるのでは。 	

(2-5) 住民は薬局が健康サポート機能を有することを知っていると思うか

照会内容	<p>薬局には処方箋調剤だけでなく、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介する機能(健康サポート機能)があります。このことに関する次の事項についてご意見をお聞かせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民は薬局が健康サポート機能を有することを知っていると思いますか。 	
照会対象	広島県国民健康保険団体連合会、日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会 広島県地域女性団体連絡協議会、(公社) 広島消費者協会	
回答者	回答内容	
広島県国民健康保険団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> あまり知られていないと考える。 	
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会	<ul style="list-style-type: none"> あまり知られていないと思う(自分自身が知らなかった) 	

広島県地域女性団体連絡協議会	・知らないと思う。
(公社) 広島消費者協会	・一般的にあまり浸透していないように思う。

(2-6) 住民が健康サポート機能を今以上に活用してみたいと思うようになるためにはどのようなことが必要だと考えるか

照会内容	住民が健康サポート機能を今以上に活用してみたいと思うようになるためにはどのようなことが必要だと考えますか。	
照会対象	広島県国民健康保険団体連合会, 日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会 広島県地域女性団体連絡協議会, (公社) 広島消費者協会	
回答者	回答内容	
広島県国民健康保険団体連合会	・処方箋調剤以外では, 薬局との関わりは少ないと思われるため, 広報等の充実による健康サポート機能の周知が必要と考える。	
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会	・まず, 周知が必要だと思う(チラシの活用, ディスカウトショップ等での周知)(企業への周知等)	
広島県地域女性団体連絡協議会	・ポスターの作成, 掲示, 宣伝 ・健康診断の時に伝える。	
(公社) 広島消費者協会	・まず, 「かかりつけ薬局」を含め, その内容および重要性を行政機関の広報, イベントなどで周知徹底する必要があると思う。(さらに住民は出前講座などで理解を深める。)	

○今後の課題に関する事項（大学・薬剤師会）

- （3-1）地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化するために必要な事項について
- （3-2）様々な職種・団体との連携強化に向け、薬局・薬剤師の職能への理解が深まるためにはどのような取組が有効と考えるか
- （3-3）地域における薬剤師・薬局の機能強化に向けて（公社）広島県薬剤師会として取り組んでいることについて
- （3-4）その他、当検討会等に関する意見等

（3-1）地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化するために必要な事項について

照会内容	地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化するために必要な事項について意見をお聞かせください。	
照会対象	広島大学（大学院医系科学研究科）	
回答者	回答内容	
広島大学（大学院医系科学研究科）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費抑制と患者QOL向上のための、ポリファーマシー対策による重複或いは不要な医薬品の削減。 ・いわゆる門前薬局からかかりつけ薬局への転換の推進。 ・在宅医療の推進。 ・地域における積極的な未病対策。 	

（3-2）様々な職種・団体との連携強化に向け、薬局・薬剤師の職能への理解が深まるためにはどのような取組が有効と考えるか

照会内容	様々な職種・団体との連携強化に向け、薬局・薬剤師の職能への理解が深まる必要がありますが、そのためにどのような取組が有効と考えますか。	
照会対象	広島県女性薬剤師会 （公社）広島県薬剤師会	
回答者	回答内容	
広島県女性薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療などにおいてネット検索がとて多くなっている。薬の専門家として、いろんな情報についての説明が必要と考えている。 ・女性薬剤師としてはメンタル的傾聴の必要性を感じる。 	

	(40代からの働き盛りの女性は、自分の不調を伝えることを遠慮されているようである。)
(公社) 広島県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・四師会(三師会)の協議会において諸課題について協議することなどで連携強化を図る ・他職種、他団体の会議、研修会等に積極的に参加し、薬局・薬剤師の職能をアピールする ・地域で開催される多職種の会議、研修会等に積極的に参加する ・退院時カンファレンス、ケアカンファレンスへの参加要請があった場合には積極的に参加する

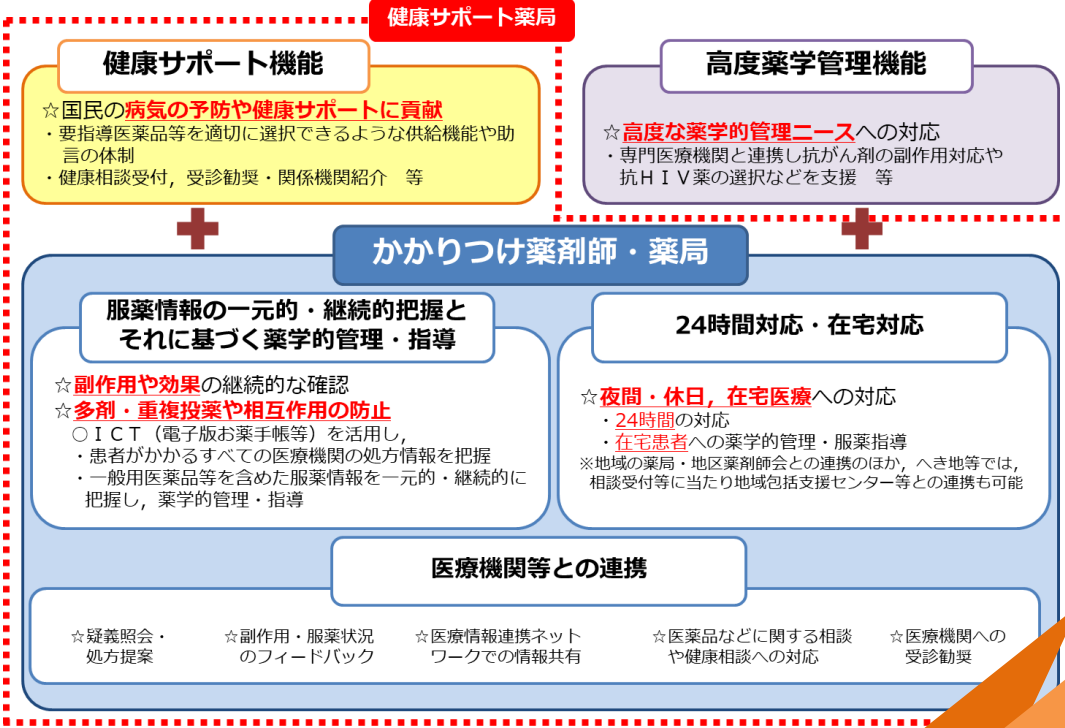
(3-3) 地域における薬剤師・薬局の機能強化に向けて(公社)広島県薬剤師会として取り組んでいることについて

照会内容	地域における薬剤師・薬局の機能強化に向けて貴会として取り組んでいることについて記載してください。	
照会対象	(公社) 広島県薬剤師会	
回答者	回答内容	
(公社) 広島県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業として地域の次世代薬剤師指導者の研修会の実施。かかりつけ機能の強化及び専門性の向上にむけた研修シラバスの作成 ・要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は、関係機関への紹介等に関する能力を養成する目的で健康サポート薬局研修会の実施 ・在宅医療等の知識や技能をもち、地域包括ケアシステムの中で貢献できる広島県在宅支援薬剤師養成研修の実施 	

(3-4) その他, 当検討会等に関する意見等

照会内容	その他, 当検討会等に関することでご意見等ございましたら記載してください。	
照会対象	広島大学(大学院医系科学研究科) 広島県女性薬剤師会	
回答者	回答内容	
広島大学(大学院医系科学研究科)	・必要な事項は, 出来るか出来ないかということや, 各団体の利益や不利益ではなく, 将来の国民や国にとって必要かどうか(やるべきかどうか)で検討を進めるべきか考える。	
広島県女性薬剤師会	・薬局で地域の方を誘ってのお出かけサロンなどをされているようだが, 行政のサポート(市民への啓発)や, また多職種で取り組むとより一層楽しくなると思う。このような会のつながりを持つことで薬局への敷居がなくなればと考えている。	

患者のための薬局ビジョン（厚生労働省）



取組の加速

さらに取り組むべき事項

患者にもたらされるメリット

服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- 副作用の早期発見や多剤・重複投薬や相互作用の防止
- 残薬の解消

24時間対応・在宅対応

- 薬剤師への信頼や、医療提供施設である薬局への信頼、ひいては薬物療法への安心感につながる
- 地域包括ケアシステムの充実

かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

- 薬物療法の有効性・安全性の向上
- 医療機関の受診勧奨や地域の医療・介護資源等に適切につながることで適切なサービスが提供される

取り組むべき事項	具体的取組事項	進捗状況評価指標	目標（期限）	現状値 (具体的目標数値がある指標のみ)
服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導	<p><薬局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携 ・患者に対する丁寧なインタビュー ・患者に発行されたお薬手帳の一冊化・集約化及びその内容の把握等を通じた服薬情報の一元的・継続的把握 ・服薬情報の一元的・継続的把握に基づく適切な薬学的管理・指導の実施及び薬歴への記録 ・電子版お薬手帳等のICTの活用 <p><関係団体等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ薬剤師・薬局を選んでいる患者に対して、お薬手帳の一冊化・集約化及びかかりつけ薬剤師・薬局をもつ意義について説明し啓発する。 	○電子版お薬手帳を導入している薬局数	60% ※1 令和4年度まで	33%
		○医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提出した実績がある薬局数	60% ※1 令和4年度まで	24%
		○住民のかかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識	重要性の認識向上 ※2	—
		○薬局による住民向け出前講座等に関する実施状況	実施件数等の増加 ※2	—
24時間対応・在宅対応	<p><薬局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に所在する医療機関全体の診療時間に合わせ、平日の連続した開局時間を設定 ・夜間・休日でも電話相談を行えるようかかりつけ薬剤師（又はかかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師）が対応できるようにする。 ・夜間においても、例えば在宅患者の症状が悪化した場合など、緊急に調剤を行うことが必要な場合に必要な対応を行う。 ・在宅対応に積極的に関与 <p><関係団体等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を受けている患者の薬の使用について、薬局に相談する。 	○在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局数	60% ※1 令和4年度まで	27%
かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化	<p><薬局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携体制を備えておく。 ・服薬情報や副作用等の情報について処方医へのフィードバックを行う。 ・必要に応じ医療機関への受診や検診の受診勧奨を行う。 ・地域包括ケアの一翼を担う多職種と連携体制を構築する。 <p><関係団体等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の薬局への相談実施等を通じた連携強化 ・健康サポート薬局について周知し、活用を推進 <p><薬局及び関係団体等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県における医療情報連携ネットワークである「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」の活用を進めることによる連携強化 	○所属する薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数	60% ※3 (全薬局に占める割合) 令和4年度まで	—
		○健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局数	400 ※1 令和4年度まで	209
		○健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局のうち、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合	60% ※1 (該当する薬局に占める割合) 令和4年度まで	56%
		○健康サポート薬局が存在する日常生活圏域数	80日常生活圏域 令和4年度まで	33 日常生活圏域

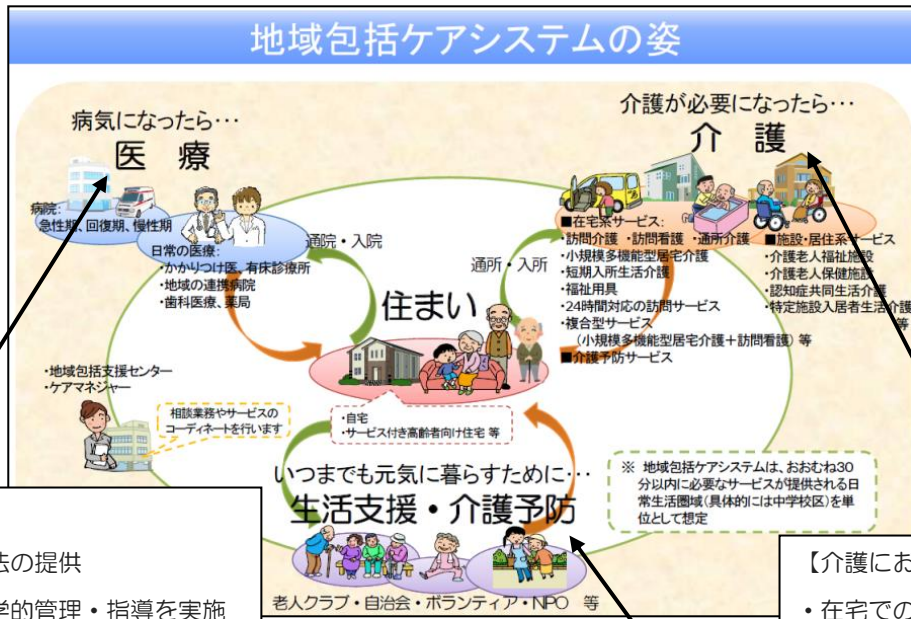
※1 薬局機能情報における各薬局からの報告内容をもとに把握する。 ※2 早期に調査（県民調査）を実施し、具体的目標値を定めることが望ましい。

※3 薬局に対するアンケート調査により把握する。

地域包括ケアシステムにおける薬局の役割等について

1 地域包括ケアシステムと薬局の役割

厚生労働省作成資料より



【医療における役割】

- ・安全で安心な薬物療法の提供
- ・患者ごとに最適な薬学的管理・指導を実施

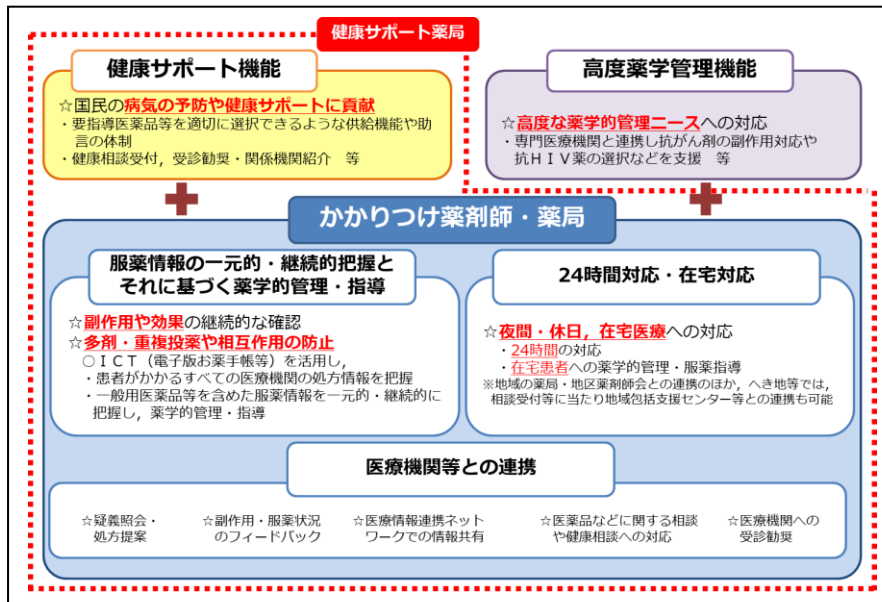
【生活支援・介護予防における役割】

- ・健康サポート機能（必要に応じて医療・介護サービスを紹介）
- ・OTC医薬品等の供給によるセルフメディケーション推進

【介護における役割】

- ・在宅での服薬管理等の実施
- ・医療・衛生材料の供給

2 患者のための薬局ビジョン（厚生労働省 平成 27 年 10 月公表）



○立地から機能へ
門前薬局等の立地依存型から、地域ニーズに対応できる機能発揮へ

○対物業務から対人業務へ
薬剤の調製などの対物中心の業務から、患者・住民との関わりの度合いの高い対人業務へ

○バラバラから一つへ
かかりつけ薬剤師・薬局として選択されることで、服薬情報を一つにまとめ、安心できる薬物療法の提供へ

3 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン

患者のための薬局ビジョンで示される機能のうち、「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能を推進するために必要な取組について、「地域における薬剤師・薬局機能強化検討会」で得られた多職種・多機関からの意見を反映させ記述。

広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランにおける目標数値の考え方

1 新経済・財政再生計画行程表 2018 において設定された目標数値

政府の定める「新経済・財政再生計画行程表 2018」においては、「『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」を令和4年度（2022 年度）までに薬局全体の 60%とすることとしている。

2 厚生労働省の示す「『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」として設定された指標

上記の目標数値設定を受け、厚生労働省では、次の4つの指標を「『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」として設定し、全国の状況を把握することとした。

○患者の服薬情報の一元的・継続的把握のために、電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数

○在宅業務を実施した薬局数（過去1年間に平均月1回以上）

○健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去1年間に1回以上）

○医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績がある薬局数（過去1年間に平均月1回以上）

3 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランへの適用

上記4つの指標で示される条件を全て満たす場合には「『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局」であると言える。そのため、薬局ごとのこれら4つ全ての指標の達成状況を確認する必要があるが、当アクションプランにおいては、指標ごとにその達成状況を確認することとした。

さらに、県の現状を踏まえ、一部指標については県独自の目標数値設定を行うこととした。

4 その他の新経済・財政再生計画行程表 2018 において設定された目標数値

政府の定める「新経済・財政再生計画行程表 2018」においては、その他に、健康サポート薬局の届出数を「増加」させることを目標としている。

この目標設定の趣旨を踏まえ、県独自の目標数値設定を行うこととした。

5 広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランにおける目標のまとめ

新経済・財政再生計画行程表 2018 において設定された目標数値	厚生労働省の示す指標	左記の指標を踏まえた、当アクションプランにおける目標数値	備考
『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数（令和4年度までに薬局全体の60%）	患者の服薬情報の一元的・継続的把握のために、電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数	電子版お薬手帳を導入している薬局数（令和4年度までに全体の60%）	薬局機能情報から把握
	在宅業務を実施した薬局数（過去1年間に平均月1回以上）	在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局数（令和4年度までに全体の60%）	薬局機能情報から把握
	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去1年間に1回以上）	所属する薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数（令和4年度までに全体の60%）	薬局へのアンケート調査により把握
	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局数（令和4年度までに400薬局）	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局数（令和4年度までに400薬局）	薬局機能情報から把握
	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局のうち、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合（令和4年度までに該当する薬局の60%）	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置している薬局のうち、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合（令和4年度までに該当する薬局の60%）	薬局機能情報から把握
	医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提出した実績がある薬局数（過去1年間に平均月1回以上）	医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提出した実績がある薬局数（令和4年度までに全体の60%）	薬局機能情報から把握
健康サポート薬局の届出数（増加）	—	健康サポート薬局が存在する日常生活圏域数（令和4年度までに80日常生活圏域）※令和7年度中に125全日常生活圏域に存在するよう取組を継続する。	薬局機能情報から把握
—	—	住民のかかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識（重要性の認識向上）	県民調査により把握
—	—	薬局による住民向け出前講座等に関する実施状況（実施件数等の増加）	薬局へのアンケート調査により把握

広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン 用語集

用語	解説
い	
医療安全対策推進事業（ヒヤリ・ハット事例収集）	<p>厚生労働省補助事業として公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している事業であり、全国の薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例（疑義照会等の事例も含む）を収集、分析し提供する事業</p> <p>（厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書より引用）</p>
医療情報連携ネットワーク	<p>患者の同意のもと、医療機関等の中で、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組みのこと。</p> <p>（厚生労働省 医療情報連携ネットワーク支援 Navi ホームページの記載をもとに作成）</p>
お	
お薬手帳	<p>患者が使用している薬の名前や使用方法等に関する情報を、過去のアレルギーや副作用の経験の有無と併せて、経時的に記録するための手帳。</p> <p>一人一冊で管理することが重要となる。</p> <p>（公益社団法人日本薬剤師会ホームページの記載をもとに作成）</p>
か	
かかりつけ薬剤師・薬局	<p>「かかりつけ薬剤師」とは、薬による治療に関することや健康・介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者や生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師のことを指す。住民自身が選択する。</p> <p>（公益社団法人日本薬剤師会ホームページの記載をもとに作成）</p>
患者のための薬局ビジョン	<p>医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するため、平成 27 年 10 月に厚生労働省において策定された。患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立って、かかりつけ薬局への再編の道筋を示している。</p> <p>（厚生労働省ホームページの記載をもとに作成）</p>

け

健康サポート薬局

「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を備えた薬局」と既定される。

薬局の業務体制や設備について一定の基準（厚生労働省告示）に適合する薬局が、都道府県知事等に届出（H28年10月1日以降）を行うことにより、「健康サポート薬局」である旨の表示ができる。

（公益社団法人日本薬剤師会ホームページの記載をもとに作成）

健康サポート薬局研修

「健康サポート薬局」となる場合には、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を修了する必要があるが、この研修のことを指す。

（公益社団法人日本薬剤師会ホームページの記載をもとに作成）

こ

高度薬学管理機能

学会等が提供する専門薬剤師のような、高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師による高度な薬学的管理ニーズへの対応を図る機能。

具体的には、がんやHIV（Human Immunodeficiency Virus ヒト免疫不全ウイルス）による疾患、難病のような疾患を有する患者に対して、あらかじめ医療機関との間で対応要領を定め、対応すること等が想定される。

（厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」の記載をもとに作成）

さ

在宅対応

在宅医療（住み慣れた家庭や地域で安心して療養が受けられるよう在宅で医療を行うこと。医師による訪問診療，看護師による訪問看護，理学療法士等による訪問リハビリテーション，歯科医師による訪問歯科診療，薬剤師による在宅患者訪問薬剤管理指導等がある）に対応することを指す。

（第7次広島県保健医療計画用語集をもとに作成）

そ

相互作用

ここでは薬物相互作用のことを指す。

薬物相互作用とは、複数の薬物を併用した場合に、薬効が減弱あるいは増強されたり、有害作用が起こること。

注意すべき薬物相互作用として主に取り上げられるのは、効果の減弱や、有害作用の発生につながる不利益な相互作用とされている。

(公益社団法人日本薬学会ホームページの内容をもとに作成)

ち

地域ケア会議

地域包括支援センター、市町等が主催し、支援が必要な高齢者の個別課題などについて、地域の医療、介護、住民代表等の多様な関係者が協議する会議であり、個別ケースの検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有するとともに、課題解決に向けて関係者間のネットワーク化、新たな資源開発、施策化などを図っていく。

(第7次広島県保健医療計画用語集をもとに作成)

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供するという考え方。そうした考え方に基づく体制を指す。

(第7次広島県保健医療計画用語集をもとに作成)

に

日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として物理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等その他の条件を勘案して市町が定める区域。

広島県では、125の日常生活圏域が存在する。

(第7次広島県保健医療計画用語集をもとに作成)

ひ

広島県薬事審議会

県の薬務行政に係る諮問機関であり、(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条に基づき広島県薬事審議会条例(昭和36年条例第33号)により設置する審議会のこと。

広島県薬局業務運営ガイドライン

「薬局業務運営ガイドライン」(平成5年4月30日付け厚生省薬務局長通知)を踏まえ、薬局・薬剤師が自主的に達成すべき目標として示すとともに、薬局への行政指導の指針の一つとして運用することを目的とし県により策定されたガイドライン。

ふ

プレアボイド

薬剤師がその専門性を実践した結果、既知の副作用を回避できたり、早期に発見したため大事に至らなかったなど、薬物療法の安全性を守ることができた事例や、経済的に貢献できた事例のことであり、日本病院薬剤師会が収集している。日本病院薬剤師会では、プレアボイド事例における薬剤師の貢献度や、どのような薬学的ケアを実施したか(処方提案、服薬指導等)による分類・分析等も行っている。

(厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書より引用)

ほ

保健医療計画

医療法に基づき都道府県が作成する医療計画であると同時に、地域保健法の趣旨に沿って地域保健対策の方向性を示す基本的な計画。

(第7次広島県保健医療計画用語集をもとに作成)

よ

要指導医薬品

その効能及び効果において人体に対する作用が著しくない医薬品であって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。

(平成26年6月6日付け薬食発0606第5号厚生労働省医薬食品局長通知「要指導医薬品の指定等について」をもとに作成)

○

OTC（医薬品）

医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもので要指導医薬品を除くもの。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の記載をもとに作成）

数字

24 時間対応

薬局の開局時間内に限らず薬物療法に関する相談を患者から受けたり、場合によっては調剤や在宅対応を求められることが想定されるため、夜間・休日を含め、電話相談や調剤等の必要な対応を行う体制のことを指す。

（厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」の記載をもとに作成）